

令和 2年 月 日

広島県知事様

高校生等奨学給付金受給申請書（私立）

学校使用欄	
通し番号	

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。

申請者住所	〒 _____	ふりがな	
		申請者氏名	
昼間の連絡先	電話番号	(自宅・携帯・その他())	
電子メール	@	※電子メールアドレスをお持ちの場合は記入願います。	
生徒との関係 ※いずれかの□に✓印を付けてください。	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 生徒本人	<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他()
		生徒との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()

【対象となる生徒】

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
在学する学校	学校名/学年 広島翔洋高等学校 年生 学校の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等学校(専攻科) <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> その他() 課程 <input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> その他() 所在地 広島 都道府県 安芸郡坂 市区町村 平成ヶ浜三丁目3-16 入学年月 年 4月 入学	科 年 組 番	
過去の高等学校等における在学の状況	学校名	~ 年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名	~ 年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

記入しない

【扶養親族等の状況】(通信制以外の生徒の申請をする場合で、かつ非課税世帯のみ)

※ 7月1日現在、上記の対象生徒以外に、申請者が扶養している15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹について、記入して下さい。

該当の□に✓印を付けてください。

扶養親族の状況	対象生徒との続柄	氏名	生年月日	学校名・学年又は職業	学校の課程
	<input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹		年 月 日生 (7月1日時点の年齢: 歳)		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外
	<input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹		年 月 日生 (7月1日時点の年齢: 歳)		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外
	<input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹		年 月 日生 (7月1日時点の年齢: 歳)		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外

【書類④】兄弟姉妹の「健康保険証」の写し

【保護者等の収入の状況】 ※次の(A)又は(B)の該当する口に✓印を付けてください。

(A)生活保護(生業扶助)受給世帯の方

生活保護(生業扶助)を受給しています。(7月1日時点)
生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

【書類③】
生活保護受給に関する証明書

(B)非課税(道府県民税及び市町村民税の所得割額が0~99円)の世帯の方

(a)生活保護(生業扶助)を受給していません。(7月1日時点)
私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

[広島県内の私立高等学校等に在学する場合のみ]
(任意: 県内校の個人番号提出世帯のみ)
(b)高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を、奨学給付金の認定審査においても利用することに同意します。
※住民税が未申告の方は、申請前に必ず課税期日(本年1月1日)に住所のあった市区町村に対して住民税の申告を行ってください。

(1)~(6)の中から該当の項目を選択

ア 次のとおり課税証明書等を提出します。 ※(1)~(6)のいずれかの口に✓印を付けてください。

(1)	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分	
(2)	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)	<input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合 <input type="checkbox"/> 親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 ※単に別居しているだけの場合は、2名分の課税証明書等の添付が必要ですが、別居の親権者に課税証明書等の提出を求めても応じてもらえない場合は、「養育放棄」として取り扱います。 【注意】課税証明書等を提出できない理由が「海外赴任」である場合は給付対象外となります。
(3)	<input type="checkbox"/> 未成年後見人()名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	<input type="checkbox"/> 生徒の生計を維持している者(主たる生計維持者)1名分	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
(5)	<input type="checkbox"/> 生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

【書類②】
課税証明書、市町村民税・県民税特別徴収額決定通知書などの所得確認書類
県内校に在学し、上記(B)(b)に同意された場合は、提出は不要です。

※県外校は、書類②の添付は必要

【書類④】
生徒本人の「健康保険証」の写し

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

(6) 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【書類④】
生徒本人の「健康保険証」の写し

ウ 【通信費に係る誓約】 (B)の非課税世帯の方のみ

令和2年度に私が支給を受ける高校生等奨学給付金のうち、追加支給分については、オンライン学習等の通信費に充てることを誓約します。
※通信費相当額(上限1万円)の加算を希望する場合は、必ず誓約してください。

【振込先金融機関】(該当する口に✓印を付けてください。)

次の口座に振込んでください。

金融機関・支店名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農業協同組合	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> ()
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	フリガナ
口座番号		口座名義

【書類①】
通帳の写し

※ 振込口座は、原則として申請者本人の口座に限ります。
特別の事情により、申請者以外の者の口座へ振り込みを希望する場合は「委任状」を提出してください。

【書類⑥】
委任状

記入上の注意

【対象となる生徒】

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」、「⑮高等学校専攻科」の別を記入してください。

【扶養親族等の状況】

15歳以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【保護者等の収入の状況】

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (A) に該当する場合は、書類③「生活保護受給に関する証明書（高校生等奨学給付金申請用）」を提出してください。
- ハ (B) ア(2)に該当する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。(B) ア(2)の「家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス(DV)、養育放棄等の事情が存在する場合を言います。また、この「家庭の事情によりやむを得ず親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(B) ア(4)及び(5)並びに(B) イ(6)の「親権者が存在しない場合」に該当します。
- ニ (B) ア(1)又は(3)に該当する場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (B) ア(4)又は(5)に該当する場合は、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として対象外となります。
- ニ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。